

特定特殊自動車検査業務規程

平成18年5月1日

施工総研規程第17号

[沿革] 平成21年9月2日改正(イ)

平成24年5月17日改正(ロ)

平成26年9月29日改正(ハ)

平成28年9月6日改正(ニ)

令和3年3月15日改正(ホ)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第二十七条において準用する第二十一条の規定に基づき、一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所（以下、「研究所」という。）が実施する特定特殊自動車検査業務に関し必要な事項を定める。

(検査対象特定特殊自動車)

第2条 特定特殊自動車検査事務は、軽油を燃料とする特定特殊自動車を対象として行うものとする。

(検査事務を行う事業場)

第3条 特定特殊自動車検査事務を行う事業場は、次のとおりとする。

〒417-0801 静岡県富士市大淵 3154

一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所

(特定特殊自動車検査事務を行う区域)

第4条 特定特殊自動車検査事務は、日本国内で行うものとする。

(検査事務を行う時間及び休日)

第5条 検査事務を行う時間及び休日は、次による。

(1) 検査事務の時間

イ. 研究所の始業時刻は8時30分とし、終業時刻は17時とする。

ロ. 休憩時間は、12時から13時までの1時間とする。

ハ. 検査は、始業時刻8時30分から終業時刻17時の間で行うものとする。ただし、検査の場所等により、検査依頼者と研究所両者合意の下に始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することができる。

(2) 検査事務の休日

イ. 土曜日、日曜日

ロ. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ. 年末年始（12月29日から1月3日）、研究所開所記念日（10月8日）

ニ. 夏期休暇（不定期）

(検査事務の依頼及び検査事務に要する期間)

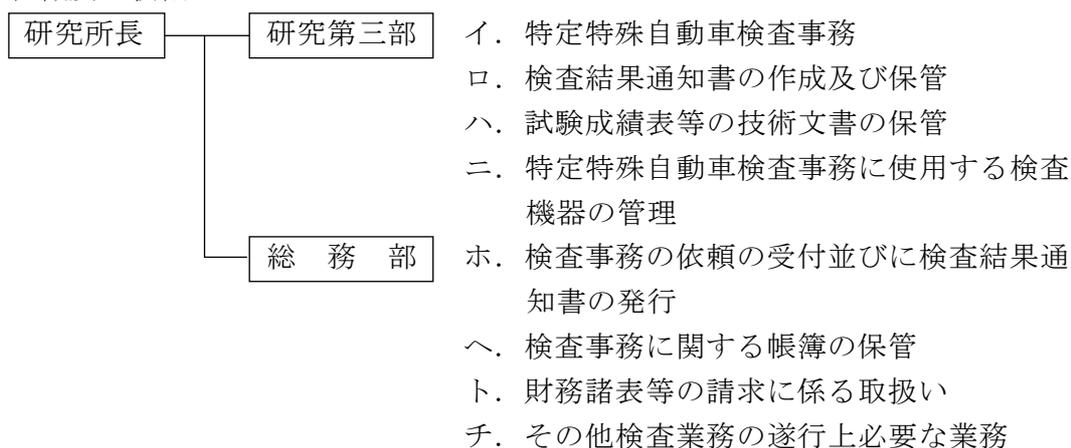
第6条 検査事務の研究所への依頼は、様式1により行うものとする。特定特殊自動車検査事務は、原則として検査事務の依頼を受領した日から検査結果を主務大臣に報告するまでの期間を30日を目処として行うものとする。

第2章 組織

(検査業務の実施体制)

第7条 特定特殊自動車検査業務を行う組織及び役割は、次のとおりとする。

(1) 組織及び役割



(2) 責任者は研究所長とし、特定特殊自動車検査業務を統括する。

(3) 特定特殊自動車検査事務は、別表1の特定特殊自動車検査事務実施者一覧表に掲げる者が行うものとする。

第3章 検査機器

(特定特殊自動車検査事務に用いる検査機器)

第8条 特定特殊自動車検査事務に用いる検査機器は、別表2のとおりとする。

(特定特殊自動車検査事務に用いる検査機器の管理)

第9条 特定特殊自動車検査事務に用いる検査機器は、その使用に支障がないように管理し、かつ、定期的に検査を行うものとする。

第4章 検査事務

(特定特殊自動車検査事務の実施方法)

第10条 特定特殊自動車検査事務は、別添1の特定特殊自動車検査要領に従って行うものとする。

第5章 検査結果の報告

(検査結果の報告)

第11条 特定特殊自動車検査事務を行ったときは、遅滞なく当該検査事務の結果を様式2の検査結果通知書により主務大臣に報告するものとする。また、依頼者には、主務大臣に報告した書面の写しを提出するものとする。

第6章 検査結果の保存

(検査事務に係る書類の保存)

第12条 特定特殊自動車検査事務に係る書類は、検査結果を報告した日から5年間保存するものとする。保存する書類は、主務大臣に報告した検査結果通知書の写し、試験成績表及びその他の書類とし、詳細は別添1の特定特殊自動車検査要領に定めるものとする。

(検査事務に関する帳簿)

第13条 特定特殊自動車検査事務の記録は、次の項目を記載した帳簿を作成し、検査結果を報告した日から5年間電子媒体と紙面により保存するものとする。

- イ. 確認申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ロ. 検査の申請を受けた年月日（検査依頼受理年月日）
- ハ. 申請に係る特定特殊自動車の車名、型式及び排出ガス性能
- ニ. 検査を行った年月日
- ホ. 手数料の収納に関する事項

第7章 手数料

(検査事務の手数料)

第14条 特定特殊自動車検査事務の手数料及びその収納方法は、別表3のとおりとする。

(法第21条第6項の規定による開示請求に係る財務諸表等の開示及び費用の請求)

第15条 特定原動機製作等事業者その他の利害関係人から財務諸表等の請求があったときは、請求に基づく財務諸表等を交付するものとする。

- 2. 前項の定めにより財務諸表等の交付を行ったときは、別表4に定める費用を請求するものとする。

第8章 秘密保持

(検査事務に関する秘密の保持)

第16条 研究所は、特定特殊自動車検査事務で得られた情報を厳正に管理し、第三者に開示、漏洩及び利用しないものとする。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から適用する。

附 則 (イ)

この規程は、平成21年9月2日から適用する。

附 則 (ロ)

この規程は、平成24年5月17日から適用する。

附 則（ハ）

この規程は、平成26年9月29日から適用する。

附 則（ニ）

この規程は、平成28年9月6日から適用する。

附 則（ホ）

この規程は、令和3年3月15日から適用する。

様式1

特定特殊自動車検査依頼書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会
施工技術総合研究所長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 名

印

担当者氏名、住所及び電話番号

下記の特特定殊自動車の検査を依頼します。

記

1. 特定特殊自動車の車名及び型式
2. 当該特特定殊自動車の
製造者(申請者)の住所
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 名
3. 検査の希望場所
4. 検査希望の期間
5. その他の希望事項

特定特殊自動車検査結果通知書

平成 年 月 日

環境大臣
 経済産業大臣 殿
 国土交通大臣

登録番号
 氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあってはその代表者の氏名 印

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、特定特殊自動車検査事務の結果を通知します。

特定特殊自動車の車名	
特定特殊自動車の型式	
確認申請者の氏名又は名称	
特定特殊自動車を識別する事項	
検査結果	
特記事項	

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mailアドレス	

備考

1. 「検査結果」欄には、適合又は不適合を記載する。
2. 「特記事項」欄には、特記すべき事項がある場合に記載する。

別表 1

特定特殊自動車検査事務実施者一覧表

氏 名	所 属	役 職	備 考
藤 島 崇	研 究 第 三 部	次 長	
佐 藤 充 弘	研 究 第 三 部	技 術 主 幹	
齋 藤 聡 輔	研 究 第 三 部	主 任 研 究 員	
齋 藤 涉	研 究 第 三 部	研 究 員	

別表 2

特定特殊自動車検査事務に用いる検査器具一覧表

測定項目	測定方式	メーカー名 及び型番	製造年	保管場所
光 吸 収 係 数	光透過式	堀場 MEXA-600SW	2013	施工技術総合 研 究 所
黒 煙 濃 度	ろ紙式	ゼクセル DSM-10	1994	〃
エンジン回転速度	パルス式	小野測器 HT-4200	2011	〃
エンジン回転速度	パルス式	キーエンス KV-700	2003	〃
エンジン回転速度	F F T 式	小野測器 F T - 7 1 0 0	2008	〃

別表 3

検査事務の手数料表

1. 特定特殊自動車検査事務手数料

測定場所	検査条件	手数料（円）	その他費用
施工技術総合研究所	1台測定	170,000	—
	複数台測定時の 1台当たり (2台目以降)	130,000	
依頼者指定場所 依頼者は、検査に必要な場所、電源(AC100V)を準備する。また、黒煙濃度測定を行う場合には、上記の他に圧縮空気(0.4~0.7MPa {4~7kgf/cm ² })を準備する。	1台測定	260,000	旅費、日当、宿泊費、機材輸送費は別途積算し加算
	複数台測定時の 1台当たり (2台目以降)	180,000	

備考： 手数料は税抜き額とし、請求時に消費税相当額を加算する。

： 検査条件は、1出張(施工技術総合研究所も同様)での検査台数とする。

2. その他費用の単価

- (1) 旅費 実費（2人）とする。
- (2) 日当 出張1日当たり4,400円（2人、消費税込額）とする。
- (3) 宿泊費 1泊当たり16,000円（2人、消費税込額）とする。
- (4) 機材輸送費 実費とする。

別表 4

法第 21 条第 6 項の規定による財務諸表等の開示請求に係る手数料表

財務諸表等の開示請求の項目	手 数 料	摘 要
書面の閲覧又は謄写の請求	無 料	
書面の謄本又は抄本の請求	500 円	送料が必要な場合は、 実費請求
電磁的記録の閲覧又は謄写の請求	無 料	
電磁的記録の提供の請求	700 円	送料が必要な場合は、 実費請求

備考： 手数料は税抜き額とし、請求時に消費税相当額を加算する。

特定特殊自動車検査要領

1. 目的

本検査要領は、特定特殊自動車検査業務規程（平成18年5月1日付け施工総研規程17号。以下「業務規程」という。）第10条の規定に基づき、一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所が実施する特定特殊自動車検査事務に関し必要な事項を定める事を目的とするものである。

2. 定義

この検査要領でいう検査機関は、一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所をいう。

この検査要領において「試験」とは、検査機関が行う特定特殊自動車の無負荷急加速光吸収係数測定等又は無負荷急加速黒煙濃度の測定等をいう。

この検査要領において「申請者」とは、当該特定特殊自動車の確認申請を行う者をいう。

3. 検査の依頼

特定特殊自動車の検査を依頼する者（以下、「依頼者」という）は、「特定特殊自動車検査依頼書」（様式1）を検査機関に提出する。提出は、原則として試験日の30日以前とする。

4. 事前書類確認

申請者は、当該特定特殊自動車の申請に係る書面の写しを事前に提出し、検査機関はその内容を確認する。提出は原則として試験日の15日以前とする。また、申請者は、原則として試験前に検査機関に対して提出書類の説明を行うものとする。

検査機関は、6の試験の実施に必要と認める場合に上記提出書類以外の書類についても提出を求めることができる。

5. 検査依頼の受理

検査機関は、4の提出書類の確認が得られた場合に検査の依頼を受理する。

6. 試験

試験は、別表1の特定特殊自動車検査事務実施者一覧表に掲げる者が1人以上就き、2人で行うものとする。

(1) 試験特定特殊自動車の準備

申請者は、試験に供する特定特殊自動車（以下、試験特定特殊自動車という。）を申請者が定める標準の状態に調整して提示するものとする。申請者は、当該特定特殊自動車に適正な暖機状態を示す指標がある場合にはその指標を用いて確認する。

(2) 使用燃料

使用燃料は、技術基準の燃料の規格を満たさなければならない。

(3) 無負荷回転速度の測定・確認

検査機関は、試験特定特殊自動車の無負荷最高回転速度と無負荷最低回転速度を測定し、申請者が定める許容範囲内であることを確認する。

(4) 光吸収係数測定又は黒煙濃度測定

検査機関は、無負荷急加速光吸収係数測定又は無負荷急加速黒煙濃度測定を行う場合は、法の下に定める測定方法により行う。何れの場合の測定も、再度の測定を行わないものとする。

① 光吸収係数測定又は黒煙濃度測定においては、測定前に校正する。なお、校正方法はそれぞれの測定に沿った校正を行う。

② 無負荷急加速時の光吸収係数又は黒煙濃度を測定する。

(5) 測定結果の記録

検査機関は、特定特殊自動車型式届出に用いる所定の試験成績表に測定結果を記録する。

(6) その他の確認事項

検査機関は、検査事務の実施に必要と認める場合に4に定める提出書類以外の書類についても提出を求めることができる。

7. 検査結果通知書の発行

検査機関は、前項に規定する試験結果に基づき検査結果通知書を発行する。

検査結果通知書は、検査を行った特定特殊自動車固有の通知書番号を付けて発行するものとする。

8. 書類の保管

検査機関は、次に掲げる書類を保管する。

これらの書類は安全に保管し、依頼者の機密の保持を確保する。

(1) 検査結果通知書の写し

(2) 当該特定特殊自動車の申請に係る書面の写し（4の提出書類）

(3) 検査機関が必要と認め提出を求めた書類（4及び6(6)の提出書類）

(4) ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表又はディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速黒煙濃度試験成績表